

抗告ヲ除ク外(草302 参照) 上訴ノ相手方ハ其
判決アルマテ附帶上訴ヲ爲スコトヲ得上訴ヲ管
轄スル裁判所ノ検事亦同シ(刑訴259,278)

✓ 附帶上訴ハ(1)主タル上訴ノ範圍外ニ出ツル克
ハズ(2)主タル上訴成立セザルトキハ附帶上訴モ
亦成立セズ(3)主タル上訴取下ニ因リ消滅スレバ
附帶上訴モ亦從テ消滅ス(4)而レドモ相手方ト同
一ノ主張ヲ爲スニ及バズ例ヘバ被告人ヨリ輕キ
處分ヲ求メタル上訴ニ對シ検事附帶シテ重キ處
分ヲ求ムル上訴ヲ爲スコト得ルハ勿論ナリ(草
303 参照)

附帶上訴ヲ爲ス(1)時期ニ付テハ其判決アルマ
テトノ制限アル外別段ノ規定ナキガ故ニ上訴申
立期間内ト雖モ之ヲ認メザル可ラズ(2)而シテ其
手續モ期間内ノ申立ニハ原裁判所ニ申立書ヲ差
出ス等總テ獨立ノ上訴ト同一タルベク既ニ上級
裁判所ニ於ケル上訴ノ裁判開始セラレタル後ハ

公廷ニ於テ口頭ヲ以テ之ヲ申立ツルモ妨ナカル
可シ(草 300,302 參照)

附帶上訴モ亦上訴ナリ檢事ヲ除ク外之ヲ取下
ズルコトヲ得ルハ勿論ナリ

第二節 控訴

I 控訴ヲ爲スコトヲ得ル判決 (120^o)

控訴ハ區裁判所又ハ地方裁判所ノ第一審ニ於
テ爲シタル本案ノ判決及ビ管轄違乃至公訴不受
理ノ申立ヲ却下シタル本案前ノ判決ノ全部又ハ
一部ニ對シテ事實點法律點ノ區別ナク之ヲ爲ス
コトヲ得(刑訴 250,251)

申立人若シ判決ノ一分ニ限り控訴スルコトヲ
明示セザルトキハ其全部ニ對シ控訴アリタルモ
ノト看做スナリ

而レドモ一分ノ控訴ハ判決中分割スルコトヲ
得ベキ部分ニ係ル場合ニアラザレバ成立スル克
ハサル理ニシテ縱シヤ申立人ガ一定ノ事實點又

ハ法律點ノミヲ明示シ控訴ヲ爲シタリトスルモ
他ノ部分ニ關係アルトキハ其部分ニ付キ、全部
ニ關係アルトキ・全部ニ付キ亦控訴アリタルモ
ノト看做サムルヲ得ズ(草314,2及ヒ刑訴289 參
照)

II 控訴ノ審理 (121^o)

控訴裁判所ハ訴訟關係人ニ送達ト出頭トノ間
ニ少クドモ三日ノ猶豫アル呼出狀ヲ發シタル後
期日ニ地方裁判所ノ第一審ニ關スル手續、順序
ヲ以テ事件ヲ審理ス但シ第一審ニ於テ訊問シダ
ル證人並ニ鑑定ヲ爲シタル鑑定人ハ其再度ノ訊
問、鑑定ヲ必要ト認メタル場合ニ限り之ヲ呼出
スナリ(刑訴257, 258)

控訴院ニ於テ地方裁判所カ輕罪ナリト判決シ
タル事件ヲ重罪ナリト認ムルトキ又ハ其事件ヲ
重罪ナリトシテ主タル控訴又ハ附帶控訴アルト
キハ其公判ヲ止メ更ニ重罪事件トシテ裁判スヘ

キ旨ノ決定ヲ爲シ受命判事ヲシテ取調並ニ報告
ヲナサシム 仍ホ必ス辯護人ヲ附セサル可ラス
(刑訴 241,2,264 比較)

III 控訴ノ判決 (122⁰)

控訴裁判所ハ(1)控訴ノ申立其期間内ニアリシ
ヤ否ヤヲ調査シ期間經過後ノモノニ對シテハ判
決ヲ以テ棄却ノ言渡ヲ爲スナリ(2)期間内ニ申立
アリ審理ノ結果控訴ノ理由ナシト認メタルモノ
ニ對シ亦同シ(3)理由アリト認メタルトキハ原判
決ヲ取消シ更ニ判決ヲ與フ(刑訴 260,261)

控訴裁判所ニ於テ原裁判所ノ管轄違ナルコト
ヲ認メタルトキハ亦原判決ヲ取消スペキモノト
ス此場合ニ於テ(1)自ラ管轄權ヲ有セザルニ於テ
ハ被告人ノ保全ニ付キ必要ナル處分ヲ爲シタル
上事件ヲ檢事ニ交付シ(2)自ラ第一審トシテ裁判
權ヲ有スルトキハ更ニ事件ニ付キ判決ヲ與フ其
重罪ナル場合ニ採ルヘキ手續ハ地方裁判所ノ第

一審ニ於ケルモノト同シ(刑訴 262,263)
 之ニ反シテ原裁判所ノ管轄ナルニ拘ラス不當
 ニ管轄違ヲ言渡シタル判決ハ之ヲ取消シ其事件
 ナ原裁判所ニ差戻スペキモノトス

第三節 上告

I 上告ヲ爲スコトヲ得ル判決 (123⁰)

- ✓ 上告ハ地方裁判所又ハ控訴院ノ第二審ニ於テ
 爲シタル本案ノ判決及ヒ管轄違乃至公訴不受理
 ノ中立ヲ却下シタル本案前ノ判決ニ對シ其法律
 ニ違背シタル裁判ナルコトヲ理由トスルトキニ
 限リ之ヲ爲スコトヲ得(刑訴 267,268)
- ✓ 法律ニ違背ストハ法則ヲ適用セス又ハ不當ニ
 之ヲ適用シタルヲ謂フ其實體法ニ係ルト構成法
 乃至手續法ニ係ルト區別スルコトナシ而シテ
 事實點法律點ヲ分タス全部ノ覆審ヲ爲スコトア
 ル控訴ト異リ上告ニ於テハ單ニ法律違背ヲ理由
 トシ第二審ノ判決ノ破毀更正ヲ爲スモノトス

(刑訴 267)

現行法ハ汎ク法律違背ノ裁判ハ之ヲ上告スルコトヲ得ル原則ヲ掲ケ仍ホ進シテ十種ノ場合ニ付キ之ガ適用ヲ明規セリ第 269 條ヲ見ルベシ

v 而レドモ免訴又ハ無罪ノ言渡アリタル場合ニ於テハ(1)被告人ニ最終ノ辯論ヲ爲サシメザリシ如キ被告人ノ利益ノ爲メ設ケタル規定ニ背キタルコト(2)又ハ土地ノ管轄違アリタルコトヲ理由ト爲シ上告ヲ爲スコトヲ許サズ其實益ナキヲ以テナリ(刑訴 270)

II 上告・審理

A 上告審・辯護士及ヒ受命判事 (124th)

上告申立人及ヒ相手方ハ辯護士ヲ差出スコトヲ得、重罪ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者上告ヲ爲シタルトキ又ハ検事ヨリ重罪ノ刑ニ該ル可キモノトシテ主タル上告又ハ附帶上告ヲ爲シタルトキ受刑者辯護士ヲ選マサレバ上告裁判所長其裁判

所々屬ノ辯護士中ヨリ之ヲ官選ス此場合ヲ除キ
上告申立人及ヒ相手方ヨリ辯護士ヲ差出サムル
トキハ上告趣意書及ヒ答辯書並ニ次ニ述フベキ
辯明書アルトハ其辯明書及ヒ答辯書ニ元キ審理
判決スルカ故ニ上告審ハ大體書面審理ナリ(刑
訴 279,284)

上告審ニ於テハ裁判長先ツ受命判事ヲ定メ訴
訟記録ヲ檢閱シ其報告書ヲ作ラシム受命判事ハ
單ニ記録ノ檢閱ニ元キ報告書ヲ作ルニ止リ之ガ
意見ヲ附記ス可ラザルモノトス(刑訴 280)

B 上告ノ趣意ヲ擴張ス可キ辨明書 (125⁰)

上告申立人及ヒ相手方ハ上述受命判事が報告
書ヲ差出スマデハ其趣意ヲ擴張スペキ辯明書ヲ
上告裁判所ニ差出スコトヲ得受命判事既ニ報告
書ヲ差出シタル後ニ係ルトキハ之ヲ其報告書ニ
添付ス

✓ 辨明書ヲ以テ主張スルコトヲ得ル範圍ハ(1)上

告趣意書ノ申ニ疏述シタル事項ニ付キ之ヲ布延
 スルニ止メザル可ラズトスル說(2)其事項ニ牽連
 スル限りハ新ナル事項ヲ主張スルコトヲ許スベ
 シトスル說(3)全ク新ナル攻撃ニテモ差支ナシト
 スル說ノ三アリ實際ニ於テハ第三說ノ如クナリ
 ト雖モ解釋トシテハ第二說正シキヲ信ズ(草 339
 參照)

C 上告審ノ開廷及ヒ順序 (126⁰)

開廷ノ期日ハ其三日前ニ裁判所書記ヨリ之ヲ
 上告申立人及ヒ相手方ノ辯護士ニ報知ス
 開廷ノ日ニハ受命判事先ツ其報告書ヲ朗讀シ
 次テ検事及ヒ辯護士ハ各其趣旨ヲ辯明ス、私訴
 ノ上告ニ付テハ検事最終ニ其意見ヲ陳述ス(刑
 訴 282, 283)

III 上告ノ判決 (127⁰)

上告裁判所ノ判決ニ棄却、破毀移送、上告裁判
 所自身ノ判決ノ三様アリ

- ✓ 棄却ノ判決ハ(1)上告ノ理由ナキトキ(2)法律上
ノ方式ヲ欠クトキ(3)期間經過後ノ中立ニ係ルト
キ又ハ期間經過ノ疏明不當ナルトキニ之ヲ言渡
シ(刑訴 248, 2, 285)
- ✓ 破毀移送ノ判決ハ上告ヲ理由アリトスルトキ
其上告ニ係ル判決ノ部分ニ對シ及ヒ他ニ之ニ關
係スル部分アルトキハ其部分ニ對シ之ヲ言渡ス
ベキモノトス但シ次ニ述ブル例外アリ破毀移送
ノ言渡チナストキハ同時ニ原裁判所ニ接近シタ
ル同等ノ裁判所ヲ指定セザル可ラズ(刑訴 286,
289, 290)
- ✓ 上告裁判所自身直ニ判決ヲ下スペキハ(1)擬律
ノ錯誤アルニ因リ又ハ違法ニ公訴ヲ受理シタル
ニ因リ原判決ヲ破毀スルトキ(2)公判ノ手續其規
定ニ違ヒタルモ其後ノ手續ニ利害ヲ及ボサル
トキ是ナリ
- ✓ 擬律ノ錯誤又ハ違法ノ公訴受理ヲ理由トシ被

告ノ利益ノ爲メ原判決ヲ破毀シタルトキハ上告
ヲ爲サル共同被告人モ其利益ヲ享ク；被告ノ
爲シタル上告並ニ被告ノ利益ノ爲ニ爲シタル檢
事ノ上告ハ Reformatio in pejus ヲ禁ス(刑訴 289
2,291)

第四節 抗告

I 抗告ヲ爲スコトヲ得ル決定 (128⁰)

抗告ヲ爲スコトヲ得ル場合ヲ定ムルニ付キ積
極的列舉主義ト消極的列舉主義トノ二アリ現行
法ハ第一ノ主義ヲ採用シ(293)草案ハ第二ノ主
義ヲ採用セントス(357)

現行法上抗告ヲ以テ攻撃スルコトヲ得ル決定
ハ(1)42 條(2)101 ノ 2,118,128,136,190 條(3)126,1
38,190 條(4)172 條(5)255,276 條(6)322 條ニ示
サル

II 抗告ノ審判 (128⁰) (129⁰)

抗告審ハ檢事ノ意見ヲ聽クコトヲ要スル外書

面審理ナリ(刑訴 297; 仍ホ 290—300 參照)

第四編 特別手續

第一章 違警罪即決例 (130^o)

非軍人軍屬ノ違警罪即決付キ明一八年31
號布告; 陸軍々人軍屬ノ同上ニ付キ明19年4
號敕; 陸軍々人軍屬ノ同上ニ付キ明22年25號
法參照

第二章 現行犯

第一節 現行犯ノ意義 (131^o)

現行犯トハ犯罪行爲ノ實行中又ハ實行ノ着手
中若クハ實行ノ着手後乃至實行ノ終結後時ヲ隔
テズシテ豫審判事, 檢事又ハ司法警察官若クハ
巡查, 憲兵卒其事實アリタルコトヲ認識シタル
場合ヲ謂フ刑訴56條謂フ所ノ發覺ハ刑法自首
ノ條ニ云ヘルト立法ノ趣旨ヲ異ニスルガ故ニ自
ラ其內容モ亦同シカラズ犯罪事實ノ存在ヲダニ

認識セバ縱シ犯人ノ誰タルヲ知ラザルモ仍ホ發
覺トイフヲ妨ゲザル可シ

上ニ述ブル所ノ條件ヲ欠クモ(1)犯人トシテ人
ニ追呼セラル、トキ(2)兇器赃物等ヲ攜帶シ又ハ
犯罪ノ現跡アリ爲ニ犯人ト思料スペキトキ(3)家
宅内ノ犯罪検證ノ爲メ又ハ犯罪嫌疑人ヲ逮捕ス
ル爲メ戸主ヨリ官吏ニ其處分ヲ求メタルトキノ
三ハ特ニ之ヲ現行犯ニ準シ搜索又ハ豫審ノ處分
上現行犯同様ノ手續ニ依ルコトヲ認ム(刑訴56,
57)

第二節 現行犯人，逮捕及ヒ處分 (132⁰)

刑訴58—61及ヒ134⁰ニ示ス司令，參照

第三節 現行犯，豫審及ヒ假豫審

A 現行犯ノ豫審 (133⁰)

豫審判事，檢事ヨリ先ニ重罪又ハ地方裁判所
ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リ事
件急速ヲ要スルトキハ檢事ノ起訴ナクシテ豫審

處分ニ取掛ルコトヲ得

地方裁判所又ハ區裁判所ノ檢事豫審判事ヨリ
 先ニ同種ノ罪ハ現行犯アルコトヲ知リ事件急速
 ヲ要スルトキハ豫審判事ヲ待ツコトナク(1)罰金
 又ハ賠償ノ言渡ヲナスコト并ニ(2)證人、鑑定人
 ノ訊問ニ宣誓ヲ用ユルコトノニヲ除ク外豫審判
 事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得；區裁判所ノ檢
 事其裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコ
 トヲ知リタルトキ亦同シ(刑訴 142—146；仍ホ
 148,149 參照)

B 司法警察官ノ假豫審 (134⁰)

刑訴 147；明 26 年司民刑甲 174 號司法警察官
 執務心得 55 條以下參照

第三章 非常上告及ビ再審

第一節 非常上告 (刑訴 292)

I 非常上告ヲ許シタル場合 (135⁰)

第一ニ第一審又ハ第二審ノ判決ニ對スルコト

ヲ要シ上告審ノ判決ニ對シテハ更ニ非常上告ヲ
爲ス克ハズ

第二ニ其判決ハ法律ノ罰セザル所爲ニ對シテ
刑ヲ言渡シ又ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シダ
ルモノタルヲ要ス即チ法律ノ適用ヲ誤リ不當又
ハ過重ノ所罰アリタル場合ニ限ラレ其事實認定
ノ誤謬ニ關シテハ一定ノ場合ニ再審ノ理由ト爲
スコトヲ得ルニ過ギズ

第三ニ其判決ニ對シ期間内上訴スル者ナク確
定シタルコトヲ要ス確定後ノ上告ナルガ故ニ非
常上告ト唱來レルナリ法文汎ク上訴スル者ナク
ト云ヘルヲ以テ期間内ニ第一審裁判所ノ判決ニ
對シ控訴スル者ナク確定シタルトキ并ニ第二審
裁判所ノ判決ニ對シ上告スル者ナク確定シタル
トキノニヲ含ムベシ但シ抗告ヲ含マザルハ論ヲ
俟タズ

II 非常上告ノ有權者及ヒ審判 (136^o)

非常上告ハ其事件ニ付キ上告ヲ受クル權アル
裁判所ノ檢事司法大臣ノ命令ニ因リ又ハ自己ノ
職權ニ因リ之ヲ其裁判所ニ爲スベキモノトス

- ✓ 非常上告ニハ(1)其中立期間ナク(2)相手方ナシ
(3)原判決確定後ナルヲ以テ執行ヲ停止セス(4)此
三種ノ特色ヨリ生ズル當然ノ結果ヲ除キ他ハ通
常上告ノ手續ヲ準用セザル可ラズ(5)非常上告ヲ
理由アリトシ原判決ヲ破毀シタルトキハ他ニ移
付スルコトナク直ケニ其事件ニ付キ判決ヲ與
フ

第二節 再審

I 再審ヲ許シタル場合 (137⁰)

- ✓ 再審ノ特色トスル所ハ判決ノ確定後場合ヲ限
リ事實認定ノ不當ナリシヲ理由トシ之ガ破毀更
正ヲ許スニアリ被告ノ利益ノミニ之ヲ許スト被
告ノ利益不利益ヲ分タズ之ヲ許ストノ二主義ア
ル中現行法ハ第一ノ主義ヲ採用セリ即チ重罪又

ハ輕罪ノ刑ノ言渡確定シタル後被告人ノ利益ノ
爲メ

- 1) 人ヲ殺シタル罪ニ付キ刑ノ言渡アリタルモ其
殺サレタリト認メラレタル者犯罪後生存シ又
ハ犯罪前既ニ死去シタル確證アリタルトキ
- 2) 同一ノ事件ニ付キ共犯ニアラズシテ刑ノ言渡
ヲ受ケタル者アリタルトキ
- 3) 犯罪アル以前ニ作リタル公正證書ヲ以テ當時
其場所ニ在ラサルコトヲ證明シタルトキ
- 4) 被告人ヲ陷害シタル罪ニ因リ刑ノ言渡ヲ受ケ
タル者アリタルトキ
- 5) 公正證書ヲ以テ訴訟記錄ニ偽造又ハ錯誤アル
コトヲ證明シタルトキ
- 6) 判決ノ憑據トナリタル民事上ノ判決他ノ確定
ト爲リタル判決ヲ以テ廢棄若クハ破毀セラレ
タルトキ

ノ之ヲ爲スコトヲ得其第一審ノ判決ニ係ルト第二

審ノ判決ニ係ルトニ區別セザルハ勿論一步進ン
デ上告裁判所カ第二審ノ判決ヲ破毀シ更ニ自ラ
下シタル判決ニ對シテモ之ヲ許シタルモノト解
釋セサル可ラズ

II 再審，有權者 (138⁰)

刑訴302條ニ列舉サレタル者ニ限リ其餘ノ訴訟
關係人ニ及バズ

III 再審，訴ノ期間及ヒ手續 (139⁰)

再審ノ訴ノ期間ニ制限ナシ(刑訴303)
手續(刑訴304—305)

IV 再審，判決 (140⁰)

刑訴306—308,

V 再審判決ニ固リ無罪トナリタル 者ニ對スル國家，賠償 (141⁰) 略

第四章 大審院ノ特別權限ニ
屬スル訴訟手續 (畧)

第五編 裁判ノ執行 (畧)

刑事訴訟法講義案目次

緒論 1頁

第一章 裁判所構成法及ヒ刑事訴

訟法ノ概念 1

第二章 沿革 ,

第三章 現行法ノ來歴 ,

第一節 時ニ關スル効力 2

第二節 處ニ關スル効力 ,

第一編 (刑事)裁判所ノ構成 ,

第一章 概論 ,

第一節 外部ノ組織 ,

第二節 内部ノ組織 ,

第二章 裁判所ノ職員 3

第一節 職員ノ種類 ,

I 判事 ,

II 書記 ,

III 執達吏 ,

IV 廷丁 ,

第二節 裁判所職員ノ除斥,忌避
及ヒ回避 ,I 刑事ノ除斥,忌避,回避 A 判事ノ
除斥 13^o; B 忌避 14^o; C 回避
15^o; D 效力 16^o; 4—6

II 書記,除斥其他 ,

III 執達吏,除斥 ,

第三章 裁判所ノ管轄 7

第一節 事物管轄 8

19 ^o —20 ^o	I 事物管轄，配置 A 刑事訴訟，事 頁 物管轄 19 ^o ; B 附帶私訴 20 ^o ...8—10
21 ^o	II 地方裁判所支部，事物管轄.....,,
22 ^o	III 事物管轄，特例,,,
23 ^o	IV 事物管轄，併合.....11
	第二節 土地管轄.....12
24 ^o	I 管轄區域.....,,,
25 ^o —27 ^o	II 裁判籍 A 內國，犯罪，裁判籍 25 ^o ; B 外國，犯罪，裁判籍 26 ^o ; C 海船內，犯罪，裁判籍 27 ^o ...13—
28 ^o	III 土地管轄，併合.....14
29 ^o	第三節 管轄，效力.....,,,
30 ^o —33 ^o	第四節 管轄ノ指定及ビ移轉.....15
	I 管轄ノ指定 A 指定，場合 30 ^o ; B 指定，申請裁判所 31 ^o ; C 指 定，申請有權者 32 ^o ; D 指定申請 手續 33 ^o ;15—17
34 ^o —36 ^o	II 管轄，移轉; A 移轉，場合 34 ^o ; B 公安，爲，移轉 35 ^o ; C 嫌疑， 爲，移轉 36 ^o ;17—18
37 ^o	第五節 法律上，共助.....,,
38 ^o	I 國內，共助.....,,
	II 列國，共助.....,,
	第二編 訴訟當事者.....20
	第一章 原告.....20
	第一節 公訴，原告.....,,
	I 檢事，地位.....20—24 A 檢事，地位概論 39 ^o ; B 檢事，
39 ^o —42 ^o	

43 ^o —45 ^o	原告官タル地位 40 ^o ; C 檢事，原 頁 告官タル以外，地位 41 ^o ; D 檢事 ，司法警察官=對スル地位 42 ^o
46 ^o	II 檢事局，組織及び管轄 A 檢事 局外部，組織 43 ^o ; B 檢事局內 部ノ組織 44 ^o ; C 檢事局，管轄 45 ^o ;25—27
47 ^o	第二節 私訴，原告.....28
48 ^o —49 ^o	第二章 被告.....29
	第一節 公訴，被告及其補助.....,,
	I 公訴被告人,,
	II 公訴被告人，輔助.....30
	A 辯護人 48 ^o ; B 公訴被告人，代 人及ビ輔佐人 49 ^o ,.....,,
50 ^o	第二節 私訴被告人.....34
	第三編 通常手續.....35
	第一章 總則.....,,
	第一節 刑事訴訟，四大方式.....,,
51 ^o	I 不告不理(彈劾式).....36
52 ^o	II 實質發見.....,,
53 ^o	III 直接審理.....37
54 ^o	IV 法廷公開.....38
	○ 第二節 證據.....,,
55 ^o	I 證據，概念.....39
56 ^o	II 證據=關スル主義.....40
57 ^o	III 要證事實其他.....41
58 ^o	IV 徵憑及び疏明.....43
	第三節 召喚，呼出，勾引，拘留，

逮捕ノ命令及ビ令狀並ニ保釋 責付	頁 44
I 召喚及呼出ノ命令 A 召喚及ビ 呼出ノ原則 59 ⁰ ; B 出頭義務ノ制 限 60 ⁰ ; C 出頭義務不履行ノ制裁 61 ⁰ ; D 召喚ノ效力 62 ⁰ ; 44—47	59 ⁰ —62 ⁰
II 勾引, 勾留, 逮捕, 命令及其效力 47	63 ⁰
III 令狀 A 令狀ノ必要 64 ⁰ ; B 令 狀ノ調成 65 ⁰ ; C 令狀ノ傳達及ビ 執行 66 ⁰ ; 49—50	64 ⁰ —66 ⁰
IV 保釋及ビ責付 A 保釋 67 ⁰ ; B 責付 68 ⁰ ; 50—51	67 ⁰ —68 ⁰
第四節 被告人ノ訊問(別ニ豫審 對質及ビ公判審理参照) 52	69 ⁰
第五節 檢證搜索及ビ物件差押 55	70 ⁰
I 檢證 44	71 ⁰
II 搜索	72 ⁰
III 差押 55	73 ⁰
IV 檢證, 搜索, 差押通則 56	
第六節 證人, 事實參考人, 鑑定 人, 通事 57	
I 證人, 事實參考人 57	
A 證人ノ資格並ニ事實參考人 74 ⁰ ;	
B 證人トシテ呼出サレタルモノノ 義務 75 ⁰ ; C 證人訊問 76 ⁰ ; 57—60	
II 鑑定人, 通事 A 鑑定人 77 ⁰ ; B 通事 78 ⁰ ; 61—62	77 ⁰ —78 ⁰
第七節 書類 62	79 ⁰

80 ⁰	第九節 送達, 頁
81 ⁰	第九節 期間 63
第二章 第一審 63	
第一節 公訴及ビ私訴,	
I 公訴通則 A 公訴ノ目的 82 ⁰ ; B 公訴提起, 停止 83 ⁰ ; C 公訴提 起權ノ消滅 84 ⁰ ; 免許又ハ無罪ナ 言渡サレシ被告人ノ要償權 63—65	82 ⁰ —85 ⁰
II 公訴ノ準備 A 告訴告發 86 ⁰ ; B 檢事ノ検證 87 ⁰ ; C 檢證處 分ノ終結 88 ⁰ ; 67—70	86 ⁰ —88 ⁰
III 公訴ノ提起 71	89 ⁰
IV 私訴 A 私訴ノ目的 90 ⁰ ; B 私 訴ノ管轄 91 ⁰ ; C 私訴ノ提起 92 ⁰ ; D 私訴ノ消滅 93 ⁰ ; 72—75	90 ⁰ —93 ⁰
第二節 豫審 76	94 ⁰
I 豫審ノ目的,	95 ⁰
II 豫審開始ノ條件 77	96 ⁰
III 豫審ノ審理,	97 ⁰
IV 豫審調書 78	98 ⁰ —101 ⁰
V 豫審終結 A 豫審終結決定前 手續 98 ⁰ ; B 豫審終結ノ決定 99 ⁰ ; C 豫審ノ決定ニ對スル抗告 110 ⁰ ; D 再豫審 101 ⁰ ; 78—81	
第三節 公判,	102 ⁰
I 公判ノ準備,	103 ⁰
II 公判延ノ組織 83	
III 審判ノ區域,	104 ⁰

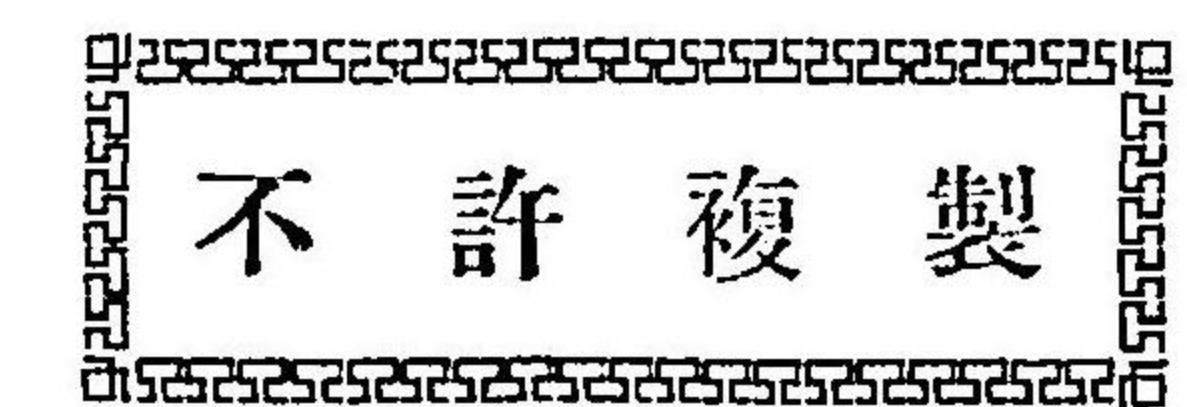
105 ^o	IV 審理、順序84 頁
106 ^o —108 ^o	V 判決 A 本案前、判決、本案、 判決 106 ^o ; B 對席判決、欠席判決 107 ^o ; C 判決言渡、條件 108 ^o ;89—93
109 ^o	VI 公判始末書 109 ^o ;.....93
110 ^o	IIIV 區裁判所公判 110 ^o ;.....94
111 ^o	VIII 地方裁判所公判 111 ^o ;,, 第三章 上訴94 第一節 通則,,
112 ^o	I 上訴概論,,
113 ^o	II 上訴有權者95
114 ^o —117 ^o	III 上訴、申立 A 上訴申立、期間 114 ^o ; B 上訴申立ノ手續 115 ^o ; C 上訴申立=對スル原裁判所及び檢 事ノ手續 116 ^o ; D 上訴申立ノ效 力 117 ^o ;.....96—99
118 ^o	IV 上訴ノ取下100
119 ^o	V 附帶ノ控訴及び上告100 第二節 控訴102
120 ^o	I 控訴ヲ爲スコトヲ得ル判決,,
121 ^o	II 控訴ノ審理103
122 ^o	III 控訴ノ判決104
	第三節 上告105
123 ^o	I 上告ヲ爲スコトヲ得ル判決,,
124 ^o —126 ^o	II 上告ノ審理 A 上告審、辯護士 及ビ受命判事 124 ^o ; B 上告ノ趣 意ヲ擴張スヘキ辯明書 125 ^o ; C 上

127 ^o	告審、開廷及び順序 126 ^o ;.....108 頁
	III 上告ノ判決108
	第四節 抗告110
128 ^o	I 抗告ヲ爲スコトヲ得ル決定,,
(128 ^o)(129 ^o)	II 抗告ノ審判110
	第四編 特別手續111
130 ^o	第一章 違警罪即決例,,
	第二章 現行犯,,
131 ^o	第一節 現行犯、意義,,
132 ^o	第二節 現行犯人、逮捕及び處分112
133 ^o —134 ^o	第三節 現行犯、準備豫審及び假豫審 A 現行犯、豫審 133 ^o ; B 司法警察 官、假豫審 134 ^o ;.....,,
	第三章 非常上告及再審113
	第一節 非常上告,,
135 ^o	I 非常上告ヲ許シタル場合,,
136 ^o	II 非常上告ノ有權者及審判114
	第二節 再審115
137 ^o	I 再審ヲ許シタル場合,,
138 ^o	II 再審ノ有權者117
139 ^o	III 再審、訴、期間及び手續117
140 ^o	IV 再審ノ判決,,
141 ^o	V 再審判決=因リ無罪トナリタル 者=對スル國家、賠償.....,,
	第四章 大審院ノ特別權限=屬ス ル訴訟手續.....,,
	第五編 裁判ノ執行,,

12/1/40 / 23/6/36 / 5/9/34

明治三十四年九月十日印刷

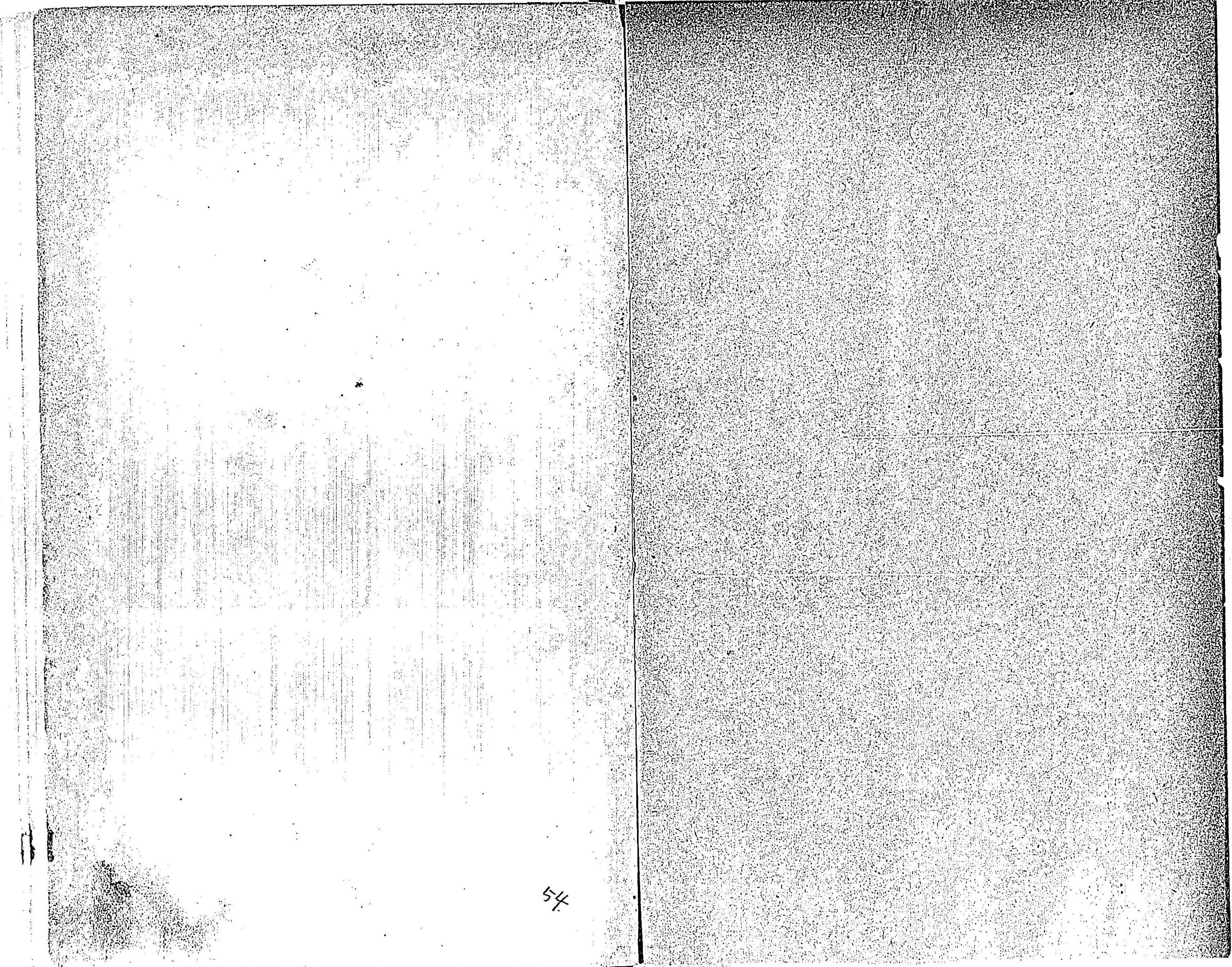
明治三十四年九月十三日發行



著者
朝田太郎
江草斧太郎
神田區一ツ橋通町七番地

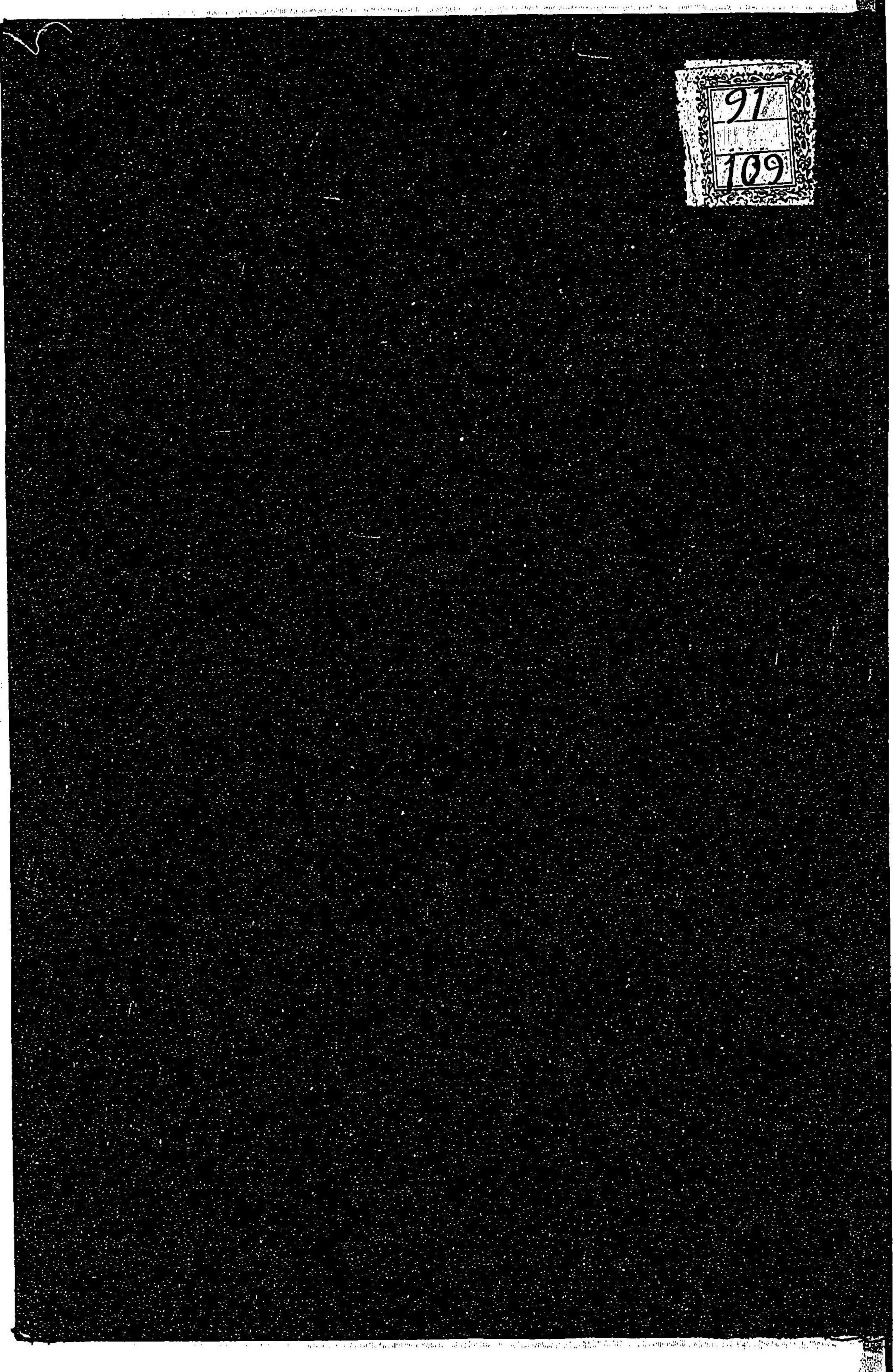
印刷者
澤江三
松
神田區一ツ橋通町七番地
(電話本局三二三番)

發行所
斐閣書房



91

109



109

036694-000-5

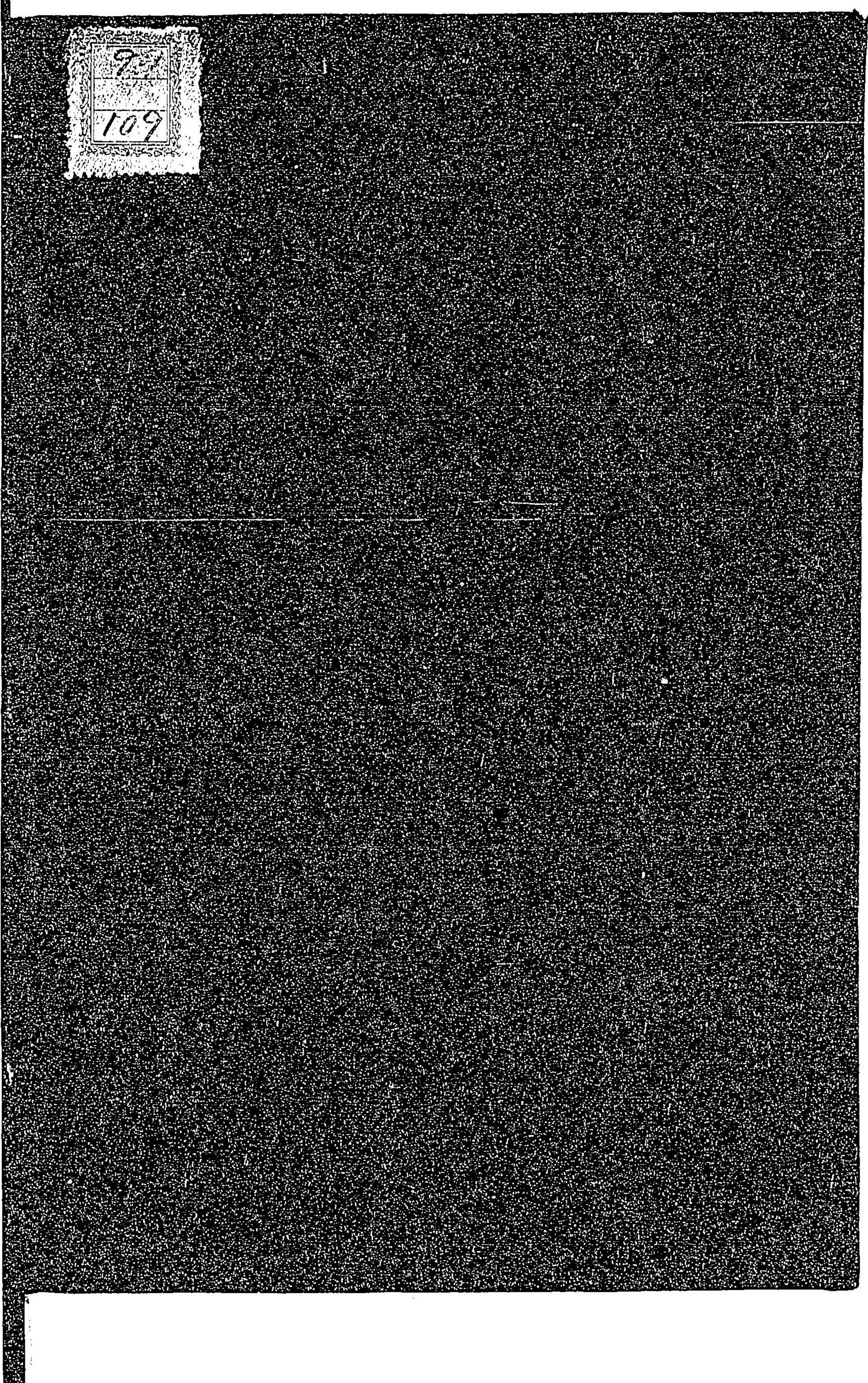
91-109

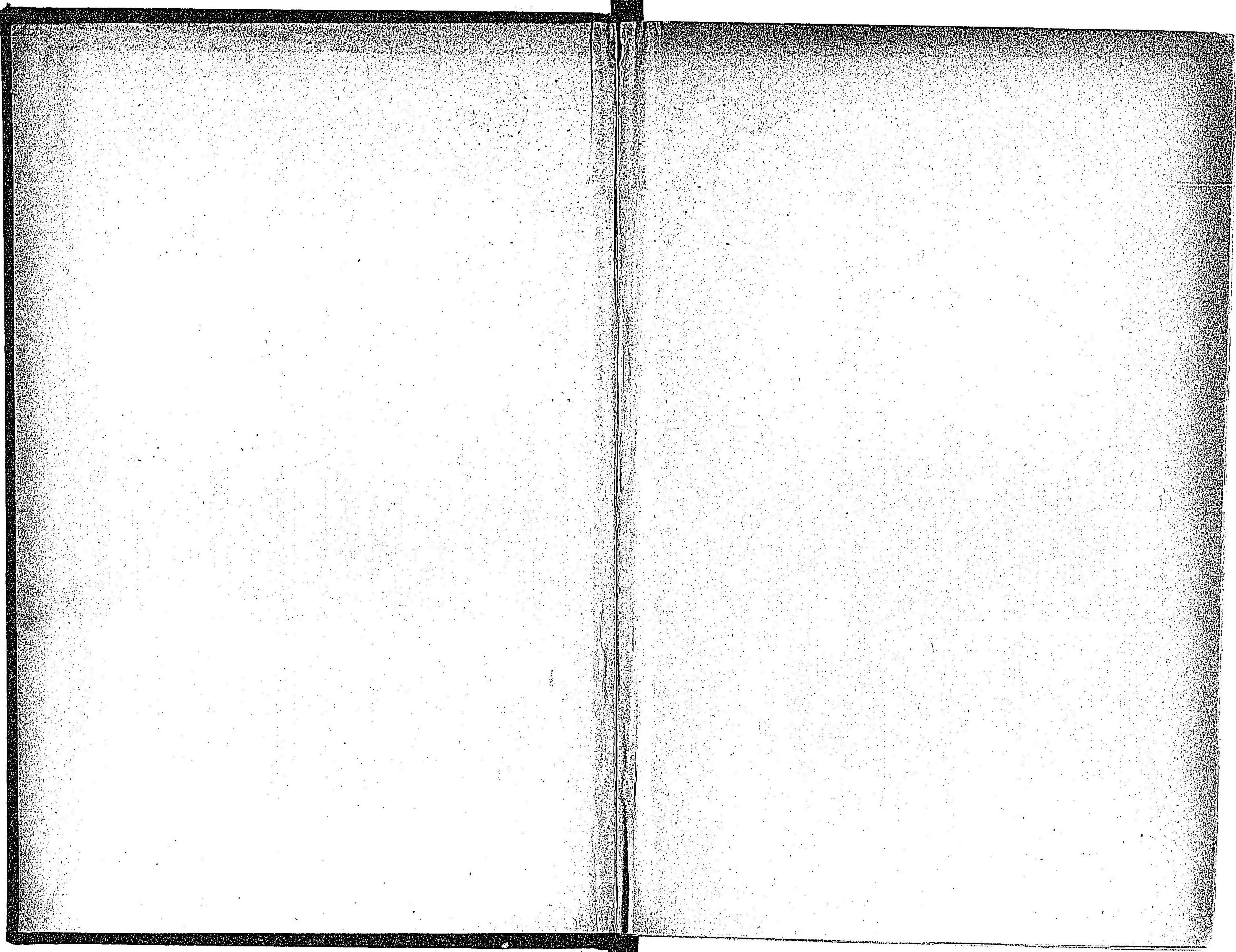
刑事訴訟法講義案

岡田 朝太郎／著

M 3 4

BBS-0118





91-109